

現計画の供給確保に当たっての考え方について

提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方

新規整備の抑制・・・主たる保育サービスの利用者である就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保できない場合に限り新たに施設・事業を整備して供給量を確保。

- ① 既存施設の活用・・・可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保する。
- ② 区間調整・・・供給量>ニーズ量となっている行政区の供給量（余った供給量）を、ニーズ量>供給量となっている行政区に充当する。

「教育・保育」の供給量の確保に関する考え方

目標年度・・・平成 30 年 4 月 1 日までに供給量 \geq ニーズ量とする。

※「待機児童解消加速化プラン（平成 25 年 4 月 19 日内閣総理大臣公表）」を踏まえたもの。

供給量の確保の優先順位

1号～3号の供給量が不足する場合にあっては、原則として以下の順序により供給量の確保方策とする。ただし、3号に対する供給量のみが不足する場合にあっては⑤以下を供給量の確保方策とする（この場合には、①～④は原則として供給量の確保方策としない。）。

- ① 既存幼稚園・保育所からの認定こども園への移行
- ※ 幼保連携型認定こども園を最優先
- ※ 認定こども園化の推進のため、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定める。
- ② 既存保育所の増築等による定員増
- ③ 既存認可外保育施設等（既存の認可外保育施設、事業所内保育所、平成 26 年度までに市委託事業として事業開始した保育ママ、小規模保育事業等をいう。以下同じ。）からの認可保育所への移行
- ④ 幼保連携型認定こども園または保育所の新規整備
- ⑤ 既存認可外保育施設等からの地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）への移行

- ⑥ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の新規整備
- ⑦ 地方裁量型認定こども園の新規整備
- ※ ⑤及び⑥については、保育の質の確保（保育従事者に占める保育士の割合に関する基準）の観点から原則として以下の順序により優先して確保方策とする。
 - ア 小規模保育事業A型
 - イ 小規模保育事業B型
 - ウ 小規模保育事業C型・家庭的保育事業
 - エ 事業所内保育事業
- ※ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）については原則として連携施設（保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。）を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び保育所（児童福祉施設）との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととする。

なお、本計画策定時点においては1号の供給量は不足しない見込みであることから上記①の認定こども園特例枠によるものを除き、1号の供給量を確保するための幼稚園等の新たな施設整備は行わない。

また、居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1対1で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から少なくとも今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）。